

**国民年金
だより**

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895
栃木年金事務所 ☎0282(22) 4131

「平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」および「個人番号申告書(平成29年分扶養親族等について)」の提出について

・老齢年金(※)には、所得税法により、「雑所得」として所得税と復興特別所得税がかかります。

なお、障害年金、遺族年金には税金はかかりません。

※老齢年金とは、老齢または退職を支給事由とする年金をいいます。

・所得税の課税対象となる方は、各種控除を受けるために「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。

・所得税の課税対象となる方は、次の金額の老齢年金を受け取られた方です。

1. 65歳未満の方は108万

円以上

2. 65歳以上の方は158万円以上

「扶養親族等申告書」を提出されない場合は、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率も異なります。

・年金に係る所得税額及び復興特別所得税額の計算は、課税対象となる方が提出された「扶養親族等申告書」をもとに行われています。

「平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の送付について

日本年金機構は、毎年、所得税の課税対象となる方に、「扶養親族等申告書」をお送りしています。平成30年分は、8月下旬に送付しました。

以前は「扶養親族等申告書」はハガキ形式でしたが、今回から様式を変更し、A4形式となります。後述の個人番号申告書と併せてA3版で送付しています。提出にあたっては、同封している返信用封筒に、切手を貼って投函してください。提出期限を過ぎてしまっている場合でも、すみやかに提出をお願いします。

「扶養親族等申告書」を棄損または紛失された方は、日本年金機構のホームページから印刷することができ、必要事項を記入のうえ、封筒に入れて、日本年金機構まで提出してください。(市役所ではお預かりできませんのでご注意ください。)

■提出先

〒119-0220
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号日本年金機構 宛

「個人番号申告書(平成29年分扶養親族等について)」の送付について

税制改正により、平成29年分以降、日本年金機構から税務署へ提出する源泉徴収票に受給者ご本人と扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記載することが必要になりました。

平成29年分扶養親族等申告書に記入いただいた扶養親族等の氏名等を印刷しますので、内容を確認いただき、扶養親族等の個人番号(マイナンバー)を記入し、提出をお願いします。

平成29年分扶養親族等申告

書において、扶養親族等の氏名等を記載いただけていない方については、「個人番号申告書(平成29年分扶養親族等について)」に替えて、「平成29年分扶養親族等申告書(訂正用)」をお送りしています。改めまして、平成29年分の扶養親族等の氏名、生年月日等と個人番号(マイナンバー)を記載、提出をお願いします。

「扶養親族等申告書」に係るQ&A

・年齢について
平成30年12月31日の現況で判定してください。

Q 夫婦で年金を受けています。この度、夫婦それぞれに扶養親族等申告書が送付されましたが、このとき長男をそれぞれの扶養控除の対象とすることはできますか。

A ご夫婦それぞれ扶養親族等申告書を提出される際に、お子様を夫が提出する申告書で扶養控除の対象としたときは、妻が提出する申告書の扶養控除の対象とすることはできません。

Q 平成30年分扶養親族等申告書の控除対象配偶者、控除対象扶養親族の欄には、いつの時点のものを記載するので

すか？

A 扶養親族等申告書に記載すべき控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等に該当するかどうかは、**申告書を提出する日の現況により判定**してください。ただし、判定の要素となる所得金額や年齢については、次のとおりです。

・所得金額について
申告書を提出する日の現況により見積もった平成30年中の合計所得額で判定してください。

Q 申告書を提出しなかった場合にはどうなるのですか。

A 申告書をご提出いただけない場合には、各種控除を受けることができません。そのため、申告書を提出された場合に比べ、多くの所得税が源泉徴収されます。

